

様式第 2 号

視察研修先	茨城県阿見町	氏名	古 沢 清 志
視察研修項目	(1) 議会モニター制度について (2) あみ議会報告会&交流会について		
感想・所見など 【質疑・応答】 (1) 議会モニター制度について Q 1 : 議会モニターの募集要件（募集方法・報酬・人数制限・採用要件等）について伺う。 A 1 : 募集方法は議会だよりに募集記事を掲載，報酬：無報酬，人数制限：定員 20 名まで、採用要件等：満 18 歳以上の町民で、阿見町職員又は国若しくは地方公共団体の議員（過去に議員であった者を含む）でないこと、町議会のしくみ及び運営、町政及び地域社会の発展に関心があること。 Q 2 : 議会改革・活性化の推進及び政策提案機能の強化に結びついた具体的な事例を伺う。 A 2 : 令和 5 年度における広聴広報特別委員会委員との意見交換の内容を取りまとめ、議員カフェ（素案）として報告した。この報告に基づき、令和 6 から新たな広聴広報特別委員会を設置し、その具現化に資するための検討を行っている。 Q 3 : 聴取した意見の政策形成への反映は、どのような手順を踏んで進めているか、また、その際に苦慮していることなどがあるか。 A 3 : 実際の事例としては、令和 5 年度に議会改革等調査特別委員会からの要請を受け、議員報酬と議員定数についての意見を聴取しました。苦慮することとしては、様々なご意見がある中で、いただいた意見を反映することが必ずしもできない場合があります。 Q 4 : 議会モニターのなり手不足問題を解消するために、どのような工夫をされているか。 A 4 : 議員が知り合いの方に対して声がけをしている。 Q 5 : 議会モニターの創造性を発揮させるために、議会側としてどのようなアプローチをしているか。 A 5 : 意見交換に当たって、ワールドカフェ方式に習った手法を取り入れ、様々な意見が出やすい環境としている。 (2) あみ議会報告&交流会について Q 1 : 議会報告会から議会報告会&交流会にリニューアルしたのは、どのような経緯からか。 A 1 : 参加者数が低迷していたため、より親しみやすく、参加の意欲がわく形に改めた。 Q 2 : 議会報告会&交流会とした際の、新たな成果と課題はどんなものがあるか。 A 2 : 議場での開催が効果的だったのか、参加者数が増加し、参加者には議員席に座っていただくことで主権者意識の醸成に一役買っているものと思います。 課題としては、参加者数が増えた場合、会場のキャパシティが足りなくなることが、想定されます。また、何度か回を重ねることでのマンネリ化も懸念されるところです。			

Q 3 : 参加者を増やすために、どのような取り組みをしているか。

A 3 : 普段は入ることが難しい議場での開催ということを前面に出すとともに、親しみやすいチラシを作成して議会のホームページに掲載し、メールマガジンやLINEを通じてお知らせすることでアクセスを促した。

Q 4 : 議会モニター会議と議会報告会&交流会の様子を拝見すると、取り組みで似ている（重なっている）部分もあるように見受けられますが、棲み分けなどはどのような位置づけになっているのか。

A 4 : 議会モニター会議は特定少数のモニターから意見を聴取するため、「狭く深い」ものです。意見聴取の対象についても、議会広報紙や議会ホームページ、定例会運営や議会の委員会からのテーマなど、議会に関する限定的なものとなります。

議会報告会&交流会は、不特定多数の参加者から意見を聴取するため、広く浅いものとなります。意見聴取の対象についても、議会に限らない幅広いものとなります。

○ 感想

議会の広報、広聴に関しては議会一丸となって取り組んでいる様子が伺えました。

また、議会報告会&交流会に関しても大勢の方が参加し議会に対する関心もたかいものと感じました。大勢の方達が取り組んできた努力の結果が実を結んだものと思います。

入ることが難しい議場をも解放し関心を寄せることも画期的なものと感じてきました。

これから、ますます阿見町が発展されることをご祈念申し上げます。

視察を受け入れていただきまして、ありがとうございました。

様式第 2 号

視察研修先	千葉県鎌ケ谷市	氏名	古 沢 清 志
視察研修項目	(1) 通年議会について		
感想・所見など 【質疑応答】 Q 1 : 通年議会としたことで、議決の迅速化・専決処分の減少・従来の定例会の会期短縮など、効果としてどのようなものがありますか。 A 1 : 効果については、議決の迅速化があります。例として令和 3 年 1 2 月に子育て世帯への給付金の支給に関し、臨時の会議を開く必要が生じましたが、市長からの会議開催要請に基づき、議長が会議開催日を決定し、スムーズに開催することができた。 Q 2 : 従来の臨時会にあたる会議については、必要に応じて開催するとありますが、どのような基準・判断で開議となるのですか。 A 2 : 臨時会の開催基準はありませんが、臨時会の開催の必要が生じた場合については、その都度、執行部と調整しております。 Q 3 : 議会・議員が弾力的な活動ができるようになる一方、執行部の議会对応が増加し、市役所の事務機能圧迫による市民サービスの低下の懸念はありませんか。 A 3 : 導入前と後で執行部の議会对応が増加するような状況にはなっておりません。 Q 4 : 議会事務局・執行部職員の作業負担増加による時間外勤務及び手当の増大等の課題が懸念されますが、どの程度の変化がありますか。 A 4 : 導入前と後で時間外勤務及び手当の増大するような状況にはなっていない。 Q 5 : 議会での活動と地域での活動について、スケジュール調整で課題となることはあるか。 A 5 : 臨時会の開催等にあたっては、執行部の意向を踏まえ、議長や各会派の代表者を中心に日程調整を行います。今のところ議会（公務）を優先しているため、スムーズに調整を行っております。 Q 6 : 通年議会の導入により、議員自身の市政課題研究へのモチベーションや市民の議会への関心が高まっていますか。 A 6 : 本市における通年議会の導入の目的については、何点かありますが、最も大きな部分として、年間を通して議会が活躍できる環境を整備し、大規模災害時や緊急時においても議長権限により本会議を開催することができるようにすることとなります。そのため、通年議会の導入により、議員自身の市政課題研究へのモチベーションや市民の議会への関心が高まっている状況ではありません。 Q 7 : 通年議会で課題となることと、その課題解決するための取り組みは。 A 7 : これまでのところ議会運営に支障となる課題解決はありません。 Q 8 : 通年議会を導入したことにより、議員の待遇に見直しはありましたか。 A 8 : 議員の待遇に見直しは行っておりません。 ○ 感想 千葉県内でも早くから通年議会を導入され、非常に参考になりました。			